

令和4年度交野市子育て世帯臨時特別給付金のご案内 (交野市独自施策給付金) 公務員用



物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、給付金を支給します！



はじめに・・・申請は必要ですか？

今回の支給を受けるにあたって、このお知らせが届いた方については、**申請が必要です。** 同封の返信用封筒にて郵送で申請して下さい。

1. だれがもらえるの？ (支給対象者)

令和4年9月分の児童手当（特例給付を除く。以下同様です。）を受給している方です。

2. いくらもらえるの？ (給付額)

対象児童（令和4年9月分の児童手当の支給対象児童となっている中学校3年生修了までのこども）1人につき、1万円です。

3. いつもらえるの？ (支給時期)

交野市が申請書を受理した日から2～3週間後で支給の予定です。

4. どんなかたちでもらえるの？ (支給方法)

- ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を交野市から受給されました公務員の方は、その申請情報を活用して子育て世帯への臨時特別給付金受給口座に支給します。
- ・令和3年10月1日以降の転入者等の方は、本市に振込先等の情報がないため、児童手当受給状況を証明する書類及び、振込先金融機関口座確認書類の提出をお願いします。

お問い合わせ・書類の郵送提出先

交野市役所/臨時特別給付金推進室

 **0120-092-191**

受付時間 平日 9:00～17:30 (土・日・祝日を除く)

【郵送提出先】

〒576-8790 交野市私部1丁目1番1号

臨時特別給付金推進室

※新型コロナウイルスの密による感染を避けるため、原則、郵送での提出としています。



給付金等に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。